

令和5年度長崎県公立大学法人による障害者就労施設等からの 物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、法人が令和5年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 令和5年度の調達方針

(1) 調達する物品等

法人が契約によって調達する物品等のうち、事務用品、食料品・飲料、小物雑貨、印刷、クリーニング、清掃、テープ起こし等、障害者就労施設等が受注することが可能なもの

(2) 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

(3) 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的を達成するために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

(4) 物品等の調達推進方法

①障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

オ 共同受注窓口である「長崎県障害者共同受注センター」の活用を努める。

②随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、長崎県公立大学法人会計規則第30条第3項に規定する随意契約を積極的に活用するものとする。

3 その他

両校の事務局長は、本方針に基づき、物品等の調達の実績について、年度終了後に法人理事長へ報告するものとする。報告のあった調達の実績については、その概要を取りまとめ、公表するものとする。